

平成 27 年度地域密着型サービス事業所実地指導の結果報告について

地域密着型サービス等運営委員会設置要綱第 2 条第 1 項第 3 号に基づく事業者の質の確保がされているか確認するため、①（有）ハートフルハウス「グループホームよろこんぶ」、②（福）愛知たいようの杜「グループホーム嬉楽家」及び③（有）空「グループホームハーモニー」の実地指導を実施しました。

【(有)ハートフルハウス「グループホームよろこんぶ」】(平成 28 年 2 月 24 日実施)

1 対象事業者

- (1) 住所 長久手市宮脇 807 番地
- (2) 法人名 (有)ハートフルハウス
- (3) サービス種別 認知症対応型共同生活介護
- (4) 事業所名 グループホームよろこんぶ

2 実地指導内容

(1) 重点的な確認内容

- ア 事業運営状況（サービス提供及び利用者状況等）
- イ 人員基準（介護職員、計画作成担当者及び管理者の配置及び資格状況）
- ウ 設備基準（スプリンクラー設置状況）
- エ 運営基準（利用者への同意、書類の整備、介護計画の作成、運営推進会議及びサービス提供記録等）
- オ 加算指導（初期加算、看取り介護加算、医療連携体制加算、サービス提供体制強化加算 I ロ及び介護職員処遇改善加算 I）

(2) 改善指示事項

ア 勤務表について

愛知県指導方針に従い、管理者の兼務がある場合は、管理者と兼務職種のどちらにも勤務時間を割り振って記載すること。

イ 運営規程等の掲示について

事業所内で従業者のみではなく利用者及び家族が閲覧できるよう運営規程等を掲示すること。

ウ 運営推進会議について

運営推進会議はおおむね 2 か月に 1 回以上の実施が必要であるが、半年以上実施できていないため定期的の実施すること。

エ 書類整備について

運営規程、利用契約書及び重要事項説明書の記載内容について精査すること。また、利用者の同意欄への記入漏れのないようにすること。

オ 介護計画について

計画期間を適切に設定すること。また、内容を具体的に記載すること。

カ 介護職員処遇改善加算（I）について

賞与の明細書等に、処遇改善による増額であることが明確にわかるよう記載をすること。

【社会福祉法人愛知たいようの杜「グループホーム嬉楽家」】(平成28年2月25日実施)

1 対象事業者

- (1) 住所 長久手市前熊下田155番地
- (2) 法人名 社会福祉法人愛知たいようの杜
- (3) サービス種別 認知症対応型共同生活介護
- (4) 事業所名 グループホーム嬉楽家

2 実地指導内容

(1) 重点的な確認内容

ア 事業運営状況(サービス提供及び利用者状況等)

イ 人員基準(夜間の介護職員配置状況)

※事前に提出された勤務表で確認したところ、夜間職員体制に人員基準違反あり(夜間時間帯については、本来ユニットごとに介護職員1人以上配置が必要だが、2ユニットに対して1人しか配置されていなかった)

ウ 設備基準(消防設備設置状況)

エ 運営基準(利用者への同意、入所時状態確認方法、利用者の家事等への参加、書類の整備、介護計画の作成、運営推進会議及びサービス提供記録等)

オ 加算指導(初期加算、看取り介護加算、医療連携体制加算、サービス提供体制強化加算Iロ及び介護職員処遇改善加算I)

(2) 改善指示事項

ア 夜間時間帯の職員配置について

夜間時間帯は、その時間帯を通じてユニットごとに1以上の介護職員を配置する必要があるため、早急に改善すること。

イ 書類整備について

運営規程、利用契約書、重要事項説明書及び料金表の記載内容について精査すること。

ウ 要支援利用者に関する記載について

契約書等に要支援判定された場合に契約終了となる旨の記載があるが、要支援2の判定の場合は継続利用可能であるため表現を改めること。

【(有)空「グループホームハーモニー」】（平成28年2月29日実施）

1 対象事業者

- (1) 住所 長久手市坊の後1418番地
- (2) 法人名 (有) 空
- (3) サービス種別 認知症対応型共同生活介護
- (4) 事業所名 グループホームハーモニー

2 実地指導内容

(1) 重点的な確認内容

- ア 事業運営状況（サービス提供及び利用者状況等）
- イ 人員基準（夜勤職員の体制及び介護職員、計画作成担当者及び管理者の配置及び資格状況）
- ウ 設備基準（スプリンクラー設置状況）
- エ 運営基準（利用者への同意、給付対象外サービスについての料金徴収状況、書類の整備、利用者の家事等への参加状況、運営推進会議及びサービス提供記録等）
- オ 加算指導（初期加算、医療連携体制加算、サービス提供体制強化加算ⅠⅡ及び介護職員処遇改善加算Ⅰ）

(2) 改善指示事項

- ア 夜勤職員体制について
一人しか配置されていない夜勤職員が仮眠をする場合、仮眠時間中は職員を確保していない状態となるため、適切に職員を配置すること。
- イ 書類整備について
運営規程、利用契約書及び重要事項説明書の記載内容について精査すること。
- ウ ゴミ回収料金の徴収について
尿パットやおむつ等は家庭ゴミ扱いとなり燃えるゴミとして出せるため、使用している利用者からゴミ回収料金を徴収しないこと。
- エ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）について
改善計画書及び実績報告書を全職員に周知すること。

【改善状況】

改善指示事項については各事業所へ通知し、事業所からの改善状況の回答期限を1ヶ月以内としています。本資料作成時点で未回答です。